

蓮田白岡衛生組合契約保証金取扱基準（入札参加者用）

工事請負、業務委託、機器修理の契約において、次の保証を必要とします。

1 保証の種類

(1) 現金

契約保証金の納付

ア 納付方法

組合の工事等主管課（以下「主管課」という。）が、契約保証金の納入通知書を発行しますので、納入通知書兼領収書発行依頼書（様式第5-1号）を作成し、主管課に納入通知書の作成を依頼して納入通知書（様式第5-2号）を受け取ってください。

納入通知書を受け取った後、指定の金融機関で契約保証金の納付を行ってください。（納付期限内に納付がされない場合は、貴社に対する契約の効力を失います。）契約保証金は、落札（契約）決定通知が到着した日から7日以内（蓮田白岡衛生組合の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項に規定する組合の休日を除く。）に組合の口座に着金する必要があります。納入通知書兼領収書（納入者保存）は、契約保証金の還付の際に必要となりますので大切に保管してください。

イ 還付方法

主管課に納入通知書兼領収書（納入者保存）の原本を提示し、契約保証金還付請求書（様式第11号-1）を提出してください。また、入札保証金が契約保証金に充当された場合は、入札保証金の納入通知書兼領収書（納入者保存）の原本も添えて提出してください。指定された口座に3週間以内に振り込みます。

(2) 有価証券等

契約保証金に代わる、担保となる有価証券等^{※1}の提供

ア 納付方法

保管有価証券納付書（様式第11-3号その1）及び保管有価証券受領書（様式第11-3号その2）を主管課に納入してください。

イ 還付方法

保管有価証券還付請求書（様式第11-3号その4）と保管有価証券受取書（様式第11号-4その3）に印紙200円^{※2}を貼付け消印のうえ主管課に提出してください。

- ※1
- 一 国債又は地方債（無記名式）
 - 二 鉄道債券その他の政府の保証のある債券（無記名式）
 - 三 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券（無記名式）
 - 四 銀行が引受け、又は保証若しくは裏書きした手形
 - 五 銀行に対する定期預金債権（当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日のある書面の提出が必要）

- ※2 印紙税法（昭和42年法律第23号）第2条に規定する印紙税

(3) 金融機関又は保証事業会社による保証

責務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

ア 納付方法

a 金融機関が保証している場合

主管課に保証券と保管保険証券納付書（様式第11-4号その1）及び保管保険証券受領書（様式第11-4号その2）を納入してください。

b 保証事業会社が保証している場合

主管課に納入してください。

イ 還付方法

a 金融機関が保証している場合

主管課に、保管保険証券還付請求書（様式第11-4号その4）、保管保険証券受取書（様式第11-4号その3）に収入印紙200円^{※2}を貼付け消印の上、保管保険証券受領書（様式第11-4号その2）及び完成結果通知書の写しを添えて主管課に提出してください。

b 保証事業会社が保証している場合

返還はしません。

(4) 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

ア 納付方法 主管課に納入してください。

イ 還付方法 返還はしません。

(5) 履行保証保険契約の締結

責務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を寄託するものとする）

ア 納付方法 主管課に納入してください。

イ 還付方法 返還はしません。

以上の5種類とし、主管課と協議のうえ契約者が選択してください。

2 保証に係る契約保証金の額及び保険金額

契約金額（消費税込み）の100分の10以上とします。

（1円未満の端数は切り上げ、1円単位で算出します。）

3 契約金額等の変更時の取扱い

契約金額あるいは工期の変更の場合は、契約保証の取り扱いに変更が生じる場合がありますので、事前に主管課と協議してください。